

神奈川県監査委員公表第 16 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 30 年 9 月 25 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 佐 藤 光  
 同 高 橋 稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成 30 年 5 月 25 日（神奈川県公報号外第 36 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた 7 団体に係る 12 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 環境農政局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川県栽培漁業協会	平成30年3月16日（平成29年11月9日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、仔魚飼育棟飼育池（No.1）底掃除機用取付架台、エア管及び外周レールの交換工事（契約額1,858,680円）の契約の締結に当たり、財団法人神奈川県栽培漁業協会会計規程に基づき契約書を作成しなければならぬ事案であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。	不適切事項については、財団法人神奈川県栽培漁業協会会計規程の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、規程の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(2) 福祉子どもみらい局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉法人かながわ共同会	平成 29 年 11 月 21 日（平成 29 年 10 月 16 日から同月 19 日まで）	（不適切事項） 津久井やまゆり園ほか 3 施設に係る指定管理業務において、各施設で個人情報を取扱っているにもかかわらず、各施	不適切事項については、基本協定書別記事項の内容について確認不足であったことによるものであり、基本協定書に規定された個人

	職員調査)	<p>設の管理に関する基本協定書の個人情報保護に関する別記事項で定められた個人情報の取扱いに係る県への届出を行っていなかった。</p> <p>また、愛名やまゆり園ほか1施設において、個人情報を取り扱う診療報酬請求業務2件（単価契約、支払総額1,592,334円）について、書面による事前の承認を得ることなく第三者に委託していた。</p>	<p>情報の取扱いに係る県への届出を行った。</p> <p>また、個人情報を取り扱う診療報酬請求業務を第三者に委託するための承認願を提出し、県の承認を受けた。</p> <p>今後は、このようなことがないように、基本協定書本文及び別記事項に定められた届出書類について一覧化した上で、県と指定管理者双方において連絡を密に取り合い、届出及び委託業務内容を確認し合うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
--	-------	--	---

(3) 健康医療局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
一般社団法人神奈川県歯科医師会	平成29年12月26日（平成29年10月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>補助金事務において、平成28年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業（歯科技工士養成校設備整備費補助事業））により取得した財産1件（取得金額5,378,184円、うち補助金額4,033,000円）の譲渡に当たり、財産処分に係る知事の承認を受けていなかった。</p>	<p>不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものであり、平成29年11月20日に取得財産の譲渡の承認を知事に求め、同月24日に承認を得た。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	平成29年11月9日及び平成30年3月9日（平成29年10月3日から同月6日まで及び平成30年1月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 神奈川県立足柄上病院が締結した産業廃棄物の運搬業務及び処分業務に係る委託契約2件（単価契約、支出総額768,960円）について、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める必要な事項の一部を記載していなかった。</p> <p>(2) 神奈川県立循環器呼吸</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 神奈川県立足柄上病院が締結した産業廃棄物の運搬業務及び処分業務に係る委託契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の関係法令を十分に理解・認識しないまま、平成28年度の契約を締結していたことによるものであり、同様の契約等の調</p>

		<p>器病センターが締結した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬業務及び処分業務に係る委託契約3件（単価契約、支出総額8,952,056円）について、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める必要な事項の一部を記載していなかった。</p> <p>2 契約事務において、神奈川県立循環器呼吸器病センターが借り上げる看護師宿舎について、平成28年度に借り上げていた31室のうち、6か月以上の長期にわたり空室が生じていたにもかかわらず賃貸借契約を中途解約していなかったものが4室あり、これらの空室期間延べ45か月分に係る賃借料等2,571,000円を支払っていた。</p> <p>3 庶務事務において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程に定める住居手当について、神奈川県立精神医療センター職員1名に対する支給終了時期の認定を誤ったため、1件、28,500円を過大に支給していた。</p>	<p>査を行い、当該契約2件以外に過誤がないことを確認した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、契約の締結に当たっては、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>(2) 神奈川県立循環器呼吸器病センターが締結した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬業務及び処分業務に係る委託契約については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の関係法令を十分に理解・認識しないまま、契約を締結していたことによるものであり、平成29年度契約に必要事項を追記した変更契約を行い、適正化を図った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、契約の締結に当たっては、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 契約事務については、老朽化に伴い使用休止した看護師宿舎の代替措置として順次借上げを進めるとともに、年度途中で増加する可能性のある入居希望者に必ず対応する物件数を確保する必要があるとの意識が強く、入居者の有無にかかわらず戸数を維持したため、結果として不要な支出を生じさせたものである。</p> <p>平成29年度においては、空室9室のうち平成30年度に利用見込みのない6室については、1月の監査実施日時時点で解約済みであり、残り3室については、平成30年4月1日時点で空室を</p>
--	--	--	--

			<p>解消した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、看護師人材確保対策の一環として宿舍の確保は必須の要件であるため、採用者の入退去希望を早期に把握することにより、不要な支出を減らすことができるよう、経済的な執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>3 庶務事務については、平成27年8月1日に賃貸アパートから職員公舎に入居していたにもかかわらず、提出された「住居手当受給失格届」の誤った記載を看過したものである。</p> <p>過大支給となった住居手当については、平成29年11月給与の支給時に戻入処理した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、住居手当の支給に当たっては、賃貸借契約書及び住居手当受給失格届等の根拠書類を丁寧に確認するとともに、課内で情報を共有し、複数の目でチェックすることで適切な事務を行っていくこととした。</p> <p>また、全職員に対して各手当の内容及び適正な手続について、改めて周知した。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p>
--	--	--	--

(4) 産業労働局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川産業振興センター	平成29年11月1日（平成29年9月26日から同月28日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、大連事務所の駐在員1名に対する平成28年6月分の海外駐在手当及び海外住宅手当1件、444,492円の支出に当たり、振込書類への記載額を44,492円と誤ったため、支払額が400,000円過少となり、不足額を追加で支払った結果、本来不要であった振込手数料324円を負担していた。</p>	<p>不適切事項については、職員（担当者及び点検者）の点検漏れによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、新たに作成した為替相場、送金額確定までの計算過程を記載した「海外手当等計算書」を起票伝票に添付することにより、点検の精度を高めるとともに随時注意喚起を行い、適正な事務執行に努めることとした。</p>

			県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
--	--	--	-------------------------

(5) 県土整備局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川県公園協会	平成29年11月20日（平成29年10月16日から同月18日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、秦野戸川公園の少年野球場及び多目的グラウンドに係る利用料金額及び減免基準について、指定管理者に指定された期間ごとに県の承認を得るべきところ、前期（平成21年4月1日から平成27年3月31日まで）に承認された利用料金額及び減免基準を適用しており、今期（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）の利用料金額及び減免基準について承認を得ていなかった。</p> <p>2 契約事務において、境川遊水地公園の植物管理業務に係る委託契約（当初契約金額 5,987,520 円）の変更に当たり、第1回変更においては税額 200 円の収入印紙を、第2回変更においては税額 1 万円の収入印紙を、それぞれ契約当事者双方の保有する契約書に貼付すべきところ、いずれの契約書にもこれを貼付していなかった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの有料施設に係る利用料金についての広報媒体による周知の件」</p> <p>秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの有料施設に係る利用料金について、減免基準とその運用に係る手続が広</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、指定管理者に指定された期間ごとに承認手続が必要となる認識がなかったものであり、利用料金額については、平成30年1月22日付けで、減免基準については、同年2月15日付けで県に承認された。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、指定管理者に指定された期間の開始に当たり、利用料金等の承認を得よう適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>2 契約事務については、契約手続に関する収入印紙に係る認識が不十分であったことによるものであり、未納の印紙税については、平成29年11月29日に「印紙税不納付事実申出書（初葉）」を横浜中税務署に提出し、平成30年1月10日に「印紙税の過怠税賦課決定通知書及び納付書」により、11,220円を納付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、契約締結に関する決裁文書に添付する契約書案に、必要となる収入印紙の貼付額を明記するなど、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行について、指導した。</p> <p>要改善事項については、減免基準及び減免手続をホームページに</p>

		<p>報媒体により、周知されていなかった。</p> <p>(以下平成 30 年 5 月 25 日 (神奈川県公報号外第 36 号) 神奈川県監査委員公表第 7 号中、第 4 監査の結果 1 (6)エのとおり。)</p>	<p>より平成30年1月及び同年3月に周知を行うとともに、受付担当者の対応マニュアルを整備し、運用の徹底を図るよう改善した。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
<p>一般社団法人かながわ土地建物保全協会</p>	<p>平成29年11月15日 (平成29年10月4日から同月6日まで職員調査)</p>	<p>(要改善事項)</p> <p>「神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅の利用者満足度調査の件」</p> <p>県営住宅の指定管理者である一般社団法人かながわ土地建物保全協会は、「神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅 (横浜・川崎等地域) の管理に関する基本協定書」第43条及び「神奈川県県営住宅及び借上公共賃貸住宅 (相模原地域) の管理に関する基本協定書」第43条に基づき、利用者満足度調査を実施したが、調査手法が適切でなかったため、入居者の平成28年度の満足度を正確に反映していないおそれがある調査結果となっていた。</p> <p>(以下平成30年5月25日 (神奈川県公報号外第36号) 神奈川県監査委員公表第 7 号中、第 4 監査の結果 1 (7)エのとおり。)</p>	<p>要改善事項については、平成29年度以降の利用者満足度調査を実施するに当たり、県と協議を行い、「申請手続世帯」と「工事申込世帯」の調査様式を明確に区分するとともに、各設問の回答が対象とする回答者からのものであることを担保し、利用者の満足度が正確に反映されるように設問項目を改善し、調査を実施した。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>